

木彫鷹ノ置物	壹	個	十二年度	同	宮内省
石膏標	壹	個	十三年度	同	同
石	參	個	同	同	川幡伍一郎
同	參	個	十三年度	同	東京高等工業學校
黒木大將銅碑	壹	個	同	同	西郷從徳
懸額	拾參	個	同	同	東京府

『東京美術学校校友会月報』記事抜粋

東京美術学校近事〔二三一〕。T・一三・四・二五

○第三十三回卒業證書授與式 三月二十四日午前十時より本校大講堂にて舉行さる、第一鈴にて卒業生、職員、來賓一同着席しうるや、正木校長の式辭に次いて、各科卒業生總代に卒業證書を授與し、懇篤なる告辭を述べられ、次いて文部大臣代理は左の祝辭を代讀せらる。

〔文部大臣江木千之祝辭および卒業生總代久本春雄答辭省略〕

式終りたる後、記念撮影を成し、卒業製作の觀覽を乞ひたるが、本年は都合によりて工藝部成績品の展覽會は中止したり。當日は天氣晴朗なりしを以て、朝野の來賓百餘名來會され、盛儀なりき。尙本年度の卒業生數及卒業製作目錄次の如し。

人員

科名	本科	選科	計
日本畫科	一四	二	一六

西洋畫科	二七	一	二八	
彫刻科	一五	一四	一九	
建築科	一	一	一	
圖案科	一〇	一	一〇	
金工科	二	一	二	
鑄造科	五	一	五	
漆工科	五	一	五	
圖畫師範科	二二	一	二二	
合計	九一	八	九九	

日本畫科

卒業生姓名及卒業製作目錄(席次イロハ順)	伊藤 孝	本科	
伊豆の秋十題	奥泉茂三郎	同	
無花果	川村 智保	同	
早春	勝山 重英	同	
秋の日	田邊 勝	同	
冬の波切村	根本 善治	同	
小禽	日下喜一郎	同	
武藏野三題	藤井 隆	同	
菜果	藤居 二郎	同	
三味線を弾く女	藤森徳太郎	同	
桑負へる女達	古川 龍夫	同	
菜園の一隅	幸田邦次郎	同	
大僧正大照圓朗師の像	北川 幸友	同	
徒然		同	

村の兒	同	久本 春雄	はぎ	同	青山 新
冬の御宿	選科	石塚 省三	風景	同	新井 謙三
白菊	同	山本 正義	裸女	同	鯉坂 高
西洋畫科			アダムとイブ	同	佐藤 幸市
浴後	白畫像	板倉 鼎	風景	同	向坂 次郎
裸體	同	井上 榮三	鏡の前	同	廣本 了
裸の女	同	二瓶 徳松	尺八を吹く人	同	肥田 爲雄
少女	同	西川 浩	人物	同	筒井 昇
少女	同	星 三郎	彫刻科		
横れる裸女	同	富永 親徳	老人		
果物と女	同	長 明	塑造部		
少女	同	大森 義夫	自作自像、淵、清穆	本科	林 謙三
散步	同	岡 鹿之助	自作自像、石膏額面	同	小室 達
仕事のひま	同	渡邊 浩三	胸像	同	江波 知彰
老人	同	金子 梅吉	自作自像、胸像	同	三澤 寛
湯	同	吉年 素彦	自作自像、女の首	選科	土方 久功
人物	同	田邊 喜規	消え行幻	同	安本 亮一
少女	同	丹治伊三郎	額面	同	丸山 節
裏庭	同	野口 謙藏	婦人像	同	松岡 正雄
日向	同	熊木有七郎	木彫部	同	木山豊四郎
あげ潮	同	山本 和夫	正邪共斷、ライオン	選科	竹田 與作
女の像	同	山本 鉄太郎	建築科		
二人	同	前田 喜男	A Chnb in Utopia	本科	金澤 庸治
燈下	同	寺内 要一	圖案科		

密陀應用圖案	三點	本科	大島 重良	加陵頻加の經營	同	佐原 貢
ステンド、グラス圖案	一點	同	奥田 貞雄	圖書師範科		
裝飾圖案	四點	同	高田 知之	出射 應太	原口幸治郎	萩原 孝一
壁面モザイク圖案	二點	同	佃 政道	本田 救助	太田 清治	大串 貞美
裝飾圖案	二點	同	中井 一英	加藤 一也	高橋 澤三	竹島 景明
同	三點	同	梨谷 了祐	中原 勘一	中司 保郎	中山 正義
兒童室更紗壁掛圖案	一點	同	荒野 虎雄	福宿 光雄	小林 澄	坂本 高
裝飾圖案	一點	同	下坂 英夫	紫垣 民雄	百瀬 渥	佐野 壽
同	六點	同	平井和五郎	○新入學生 三月二十九日より三日間各科に於ける選抜試験の結果、四月五日入學を許可せられしもの左の如し。(四月十四日官報發表)		
子女用室内裝飾及器具圖案	十點	同	鈴木豐次郎	日本畫科第一年		
金工科		本科	土屋 春野	林 達慧	蓮尾 辰雄	新納 榮
花瓶	一	同	福田 三郎	横山 孝行	田中正五郎	田内 駿士
怒濤置物	一	同	原瀬 三二	中島 三郎	内山廣之助	宇山善十郎
鑄造科		本科	林 信之	安川日露四	松下 雄二	小池鐵太郎
盾(中世風)		同	山口 益	小林 政雄	越田 勝治	淺野 正俊
高燈籠		同	溝口安太郎 <sup>[良]</sup>	西洋畫科第一年		
うらゝか		同	宮澤 均	橋本八百二	二宮不二磨	戸川 敏二 <sup>(二)</sup>
噴水		同		和田 正夫	渡邊友次郎	渡邊 和雄
シャンデリヤ		同		門上 高久	兼吉恕世夫	吉井 淳二
漆工科		本科		中村 節也	中島 六郎	南郷 梓
瑞鳥花賀表宮		同	飯野直次郎	上村 長貞	宇野 千里	野村右文治
梅花麗日亂宮		同	橋本 鴻	久保 守	倉員 辰雄	黒部 竹雄
聖獸の文庫		同	田中 貞二			山内 一彦
不動の冊子宮		同	山崎覺太郎			

山田 正雄	山田 秀雄	松村 菊麿	福井 謙三	工藝部第一年(圖案科)	橋本 貫一	堀越英之助	德田平四郎	大西憲次郎
福原 達郎	藤田 慎治	小寺丙午郎	午島 貢	渡邊 欣一	河野 孝	吉谷 岩松	高木 一郎	
荒明 實	佐藤 文雄	佐藤 章	齋田 捷三	高橋 俊輔	中條 豐治	黑田千吉郎	小島 宗一	
齋藤 二男	水谷 浩	水船 三洋	宮内 秀雄	齋藤 利彦	菊地 泉二	仙名 博資		
白土 時雄	島村三七雄	森 再次		同上(金工科)				
同上特別生第一年				高久彌太郎	染浦 三郎	會田 留吉	神内謙三郎	
尹 聖 鎬	金 浩 龍	金 溶 煥	申 用 雨	同上(鑄造科)				
彫刻科塑造部第一年				八井 孝二	濱本助千代	中川 龍次	佐々木祝壽	
岩田 滿平	大淵 武夫	太田 三郎	竹本巍一郎	同上(漆工科)				
辻 修二	永野 金八	野田 信	八谷 均	石原 丙午	富田 俊次	太田 久雄	山口庄次郎	
山田 兵一	松本 雅男	松村外次郎	松岡 嘉明	山本 利雄	三木 義榮			
藤波 信男	泉二 勝磨			金工科選科第二年				
同上選科第一年				池上 恒	伊藤 英一	磯崎 美夫	田村 泰二	
伊東 種	長谷 秀雄	新島豐次郎	小佐野 豊	津田 条二	中山 光次	三井 義夫		
大高 巖	岡本 金市	田卷靖四郎	丸山震六郎	鑄造科選科第二年				
松田 元	城戸 久平			佐藤 武雄				
彫刻科木彫部第一年				漆工科選科第二年				
太田 重範	桑原 金治	安 一	本山 重明	大月清五郎	和田 卯吉	福岡縫三郎		
同上選科第一年				圖畫師範科第一年				
岩田長次郎	八代 榮治			井上 新治	岩田 民也	池田格次郎	原田 茂	
建築科第一年				馬場 進一	外河 武夫	陳澄 波	廖 繼 春	
岡田 進	中川 良一	中原 信之	村田 政真	大平 方	王子 清	神藏 貫一	糟谷 實	
山口 儀	海老原一郎	金須 孝	望月 和作	吉川 安雄	大官司正一	田中 尙	永沼 貞雄	
鈴木 周男								

上野 成之 山尾 華明<sup>(兼)</sup> 山本 文司 山岸與三治  
 松本 茂 酒川 哲保 櫻庭 彦治 光岡 始  
 宮川 退三 宮崎 豊 鈴木重之丞

○職員辭令  
 大正十三年二月十日

除服出仕 書記 石井 敏

同 十二日 教授 森 芳太郎

東北帝國大學講師ヲ囑託ス 工學部勤務

同 十八日 雇 岩崎 巖

雇ヲ解ク 雇 岩崎 巖

東京美術學校教務ヲ囑託ス 教務掛勤務ヲ命ス 岩崎 巖

東京美術學校雇ヲ命ス 會計掛ヲ命ス 増淵 秀吉

同 二十六日 教授 島田 佳矣

學術研究ノ爲石川富山兩縣下へ出張ヲ命ス 但往復共一週間ノ事

同 三月三日 學校長 正木 直彦

三月三日ヨリ向一週間石川富山兩縣へ出張セラル

同 三月五日 助教授 田邊 孝次

學術研究ノ爲京都市へ出張ヲ命ス 但往復共十日間ノ事  
 同 七日 教務囑託 岡 四郎

除服出仕 同 十五日 講師 齋藤 佳三

同 二十九日 文部省在外研究員 矢代 幸雄

滿期後大正十三年七月三十一日迄私費滞在ノ件許可ス(文部省)

任東京美術學校書記 芹澤 閑

同 三十一日 書記 北浦 大介

本校主任收入官吏書記足立芳五郎取扱ニ係ル帳簿金櫃ノ検査ヲ命ス 佐藤 ツル

東京美術學校雇ヲ命ス 文庫掛ヲ命ス 鎌倉芳太郎

東京美術學校助手ヲ命ス 美術史研究室勤務 講師 中田 俊造

陸絛高等官五等 同 四月七日 書記 芹澤 閑

庶務掛主任ヲ命ス 書記 石井 敏

教務掛兼庶務掛ヲ命ス 書記 石井 敏

東京美術學校近事 (二三一二。T・一三・五・三〇)

○職員辭令

大正十三年四月十日

同 十七日

教授 島田 佳矣

學術研究の爲岡山山口島根三縣下へ出張を命ず 但往復共一週間の事

同 二十一日

講師 板垣 鷹穂

西洋美術史研究の爲滿一年間英吉利佛蘭西獨逸及伊太利國に在留を命ず(文部大臣)

學校長 正木 直彦

美術調査の爲四月十九日より二週間岡山、山口、島根、京都三縣一府へ出張せらる

同 二十二日

教授 白濱 徹

學術實地指導の爲大阪府奈良縣京都府へ出張を命ず 但往復共十日間の事

助教授 小泉 勝爾

學術實地指導の爲東京府下へ出張を命ず 但往復共一日間の事

雇 白木 登一

同 二十九日

教授 藤島 武二

第三回朝鮮美術審査委員會委員を囑託す(朝鮮總督府)

同 三十日

教授 沼田勇次郎

敍勳五等授瑞寶章

教授 小林 萬吾

敍勳六等授瑞寶章

教授 長原孝太郎

講師 鈴川 信一

助教授 千頭 庸哉

同 關野金太郎

同 和田 季雄

學術實地指導の爲三重縣奈良縣京都府へ出張を命ず 但往復共十七日間の事

書記 筒崎 謙齋

本校生徒修學旅行に付三重縣奈良縣京都府へ出張を命ず 但往復共十七日間の事

同 十四日

助手 鎌倉芳太郎

學術研究の爲沖繩縣へ滞在出張を命ず 但滞在校期间一ヶ年の事

正四位勳三等 今泉 雄作

本校講師を囑託す 但考古學擔任の事

同 十六日

京都府技師 阪谷良之進

本校生徒京都府修學旅行に付臨時實地指導を囑託す

奈良縣技師 岸 熊吉

本校生徒奈良縣修學旅行に付臨時實地指導を囑託す

正七位 新納忠之介

本校生徒奈良縣修學旅行に付臨時實地指導を囑託す

紋勳七等授瑞寶章  
紋勳八等授瑞寶章

同 五月十二日

依囑製作事業に關し山梨縣へ出張を命ず

書記 足立芳五郎  
助教授 坂口 朧

教授 水谷 鐵也

但往復共一週間の事

教授 藤島 武二

同 朝倉 文夫

帝國美術院會員被仰付

教授 結城 貞松

同 長原孝太郎

同 小林 萬吾

同 松岡 輝夫

同 建畠彌一郎

同 北村 西望

助教授 田邊 至

帝國美術院美術展覽會委員被仰付

○職員動靜

小岩〔峻〕助教授 小石川區林町二六に轉居。

高野〔重人〕助手 小石川區高田老松町七六細川侯爵邸内に轉居。

今泉〔雄作〕講師の考古學講座 本學期より新設したる今泉雄作購〔講〕

師の東洋考古學は、當分「茶に關したるもの」を講述せらるゝ筈に

して、卒業生其他有志の人士にして、本校長の許可したる人々には

聽講差支へなすと、尙同氏の爲め、「也軒全集」を出版する計畫あり、〔正本直彦〕

正本校長、大村〔西崖〕教授、香取〔秀真〕講師、發起人とな

り、田邊〔孝次〕助教授専ら其編輯に當る由なり。

東京美術學校近事〔二三—三。T・一三・六・三〇〕

○職員辭令

大正十三年五月十六日

伊藤 龍吉

向一ヶ年間本校講師ヲ囑託ス 但寫眞科修整術授業擔任ノ事

同 十九日

講師 鈴川 信一

教員檢定委員會臨時委員被仰付〔内閣〕

同 二十二日

教授 長原孝太郎

學術研究ノ爲朝鮮へ出張ヲ命ス 但往復豫定三十日間ノ事

助教授 田邊 孝次

學術研究ノ爲京都市へ出張ヲ命ス 但往復三日間ノ事

講師 六角注多良

任東京美術學校教授 紋高等官五等〔内閣〕

同 二十四日

教授 六角注多良

漆工科主任ヲ命ス 漆工科理事ヲ免ス

講師 辻村延太郎

漆工科理事ヲ命ス

同 二十五日

書記 石井 敏

任東北帝國大學書記 理學部庶務係勤務ヲ命ス

同 二十七日

教授 黒田 清輝

佛蘭西共和國政府ヨリ贈與シタル「グラン・クロア・ドラゴン・

ランナン」勳章ヲ受領シ及佩用スルヲ允許セラル(賞勳局)

同 六月七日

教授 森井 健介

學術研究ノ爲大阪府及石川縣へ出張ヲ命ス 但往復共五日間ノ事

教授 白濱 徹

學術研究ノ爲宮城縣へ出張ヲ命ス 但往復共二日間ノ事

東京美術學校近事〔二三―四。T・一三・九・三〕

○職員辭令

大正十三年六月二十一日

依願解雇

雇 吉原 長宗

同 二十六日

利部房太郎

東京美術學校雇を命ず 會計掛を命ず

教授 白濱 徹

學術研究の爲千葉縣下へ出張を命ず 但往復共二日間の事

同 二十七日

助教授 田邊 至

在外研究中の處六月二十三日歸朝の旨届出たり

教授 朝倉 文夫

學術研究の爲福岡縣大分縣へ出張を命ず

同 三十日

助手 高野 重人

漆工科白山教授付を免し同科勤務を命ず

製作法授業を補助すべし

同 七月一日

教授 六角注多良

敍從六位(宮内省)

同 四日

依願解雇

雇 増山 秀吉

東京美術學校雇を命ず 會計掛を命ず

同 十五日

教授 子爵 黒田 清輝

敍從三位(宮内省)

特旨を以て位一級被進

敍勳二等旭日重光章(賞勳局)

教授 子爵 黒田 清輝

右病氣の處七月十五日薨去の旨親族より届出たり

同 八月十一日

學校長 正木 直彦

教授 島田 佳矣

同 六角注多良



工藝審査委員會委員被仰付（内閣）  
同 十二日

同 清水 龜藏  
講師 辻村延太郎  
同 香取秀治郎

劍道指南囑託 木村 敷秀

病氣の處八月十一日死去の旨遺族より届出たり

○職員動靜

小林萬吾教授 電話青山五〇二六番開通。

長口宮吉助教授 市外武藏野村吉祥寺二〇二五に轉居。

鈴川信一講師 例年の通り千葉縣興津海岸に一家と共に避暑せらる。

沼田一雅教授 府下荏原郡松澤村赤堤中丸に新築落成に付移轉せらる。

黒田清輝教授の薨去 本校西洋畫科主任黒田清輝教授は豫而糖尿  
病にて、麻布笄町の本邸に靜養中の所、七月十四日以来容態急變  
し、翌十五日午前四時十五分遂に薨去されたり。嗚呼悲しい哉。同  
教授は本校教授の外、帝國美術院長として、貴族院議員として、將  
又各種團體の總裁、會頭等として、美術に政治に外交に頗る重要な  
人物たりし事は今更めて喋々するを要せざる所、今俄かに其薨去に  
遇ふ、其損失は單り本校のみならず、其悲しみは單に私情よりす  
るにあらざる也。吾人は同教授の略歴と、七月十九日告別式に於け  
る本校長の弔詞を録して、深く哀悼の意を表するものなり。

黒田清輝教授略歴

明治十七年二月 佛國巴里に留學し法律及畫學を研究す

同二十年十一月二十九日 敘從五位（宮内省）

同二十六年七月 歸朝す

同二十七年三月十五日 拜謁被仰付、天盃下賜

同十一月 征清第二軍に従軍す

同二十八年三月三日 第四回内國勸業博覽會審査官被仰付第二部勤

務を命ず（内閣）

同二十九年五月十五日 本校西洋畫科授業を囑託す（東京美術學

校）

同六月二十日 敘正五位

同三十年三月二十五日 出品に關する事項の調査を囑託す（臨時博

覽會）

同三十一年四月二十八日 任東京美術學校教授（内閣）

同 敘高等官六等

同三十二年八月二十一日 臨時博覽會鑑査官被仰付（内閣）

同三十三年三月三十一日 美術に關する制度取調並に繪畫教授法研

究の爲滿一ヶ年間佛國に留學を命ず（文部省）

同四月十九日 佛國派遣の序を以て東京御所御造營に關する室内裝

飾の取調を囑託す

同五月二十一日 巴里萬國博覽會出品の整理及説明を囑託す

同十二月十九日 敘高等官五等

同三十四年五月十五日 佛國より歸朝す

同三十五年一月二十七日 普通教育に於ける圖畫取調委員會を命ず

（文部省）

同 一月三十一日 西洋畫科主任を命ず

同 三十六年一月十四日 第五回内國勸業博覽會審査官被仰付 (内閣)

閣)

同 十二月二十八日 陸絛高等官四等

同 三十八年九月十二日 講師を囑託す (東京高等商業學校)

同 三十九年四月十二日 講師を囑託す (學習院)

同 十二月一日 陸絛<sup>高等官</sup>高官三等 (内閣)

同 四十年三月五日 東京勸業博覽會審査官を囑託す (農商務省)

同 四月二十五日 繪畫習字主任を命ず (學習院)

同 八月十二日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣)

同 第二部員を命ず (文部省)

同 四十一年六月三十日 絛從四位 (宮内省)

同 四十三年二月十八日 文部省外國留學生臨時檢定委員を命ず (文部省)

閣)

同 年七月二十八日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣)

同 第二部員を命ず (文部省)

同 九月八日 伊太利萬國博覽會美術出品鑑査委員を囑託す (農商務省)

省)

同 年十月十八日 帝室<sup>技</sup>校藝員を命ず (宮内省)

同 四十四年八月十七日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣)

同 第二部員を命ず (文部省)

同 四十五年六月二十一日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣)

同 第二部員を命ず (文部省)

大正二年八月十一日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣)

同 第二部員を命ず (文部省)

同 十月二十五日 調度寮囑託を命ず (宮内省)

同 三年四月十五日 東京大正博覽會審査官を囑託す (農商務省)

同 八月十一日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣) 同 第二部員を命ず (文部省)

同 九月二十二日 臨時博覽會鑑査官被仰付 (内閣)

同 四年六月十七日 御大禮に關する記念郵便切手類意匠圖案審査委員を囑託す (遞信省)

同 八月十三日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣) 同 第二部員を命ず (文部省)

同 九月二十一日 絛高等官二等 (内閣)

同 十一月二十九日 絛勳四等授瑞寶章 (賞勳局)

同 五年三月三十一日 絛正四位 (宮内省)

同 六月二十三日 大正五年度師範學校中學校高等女學校教員講習會講師を囑託す (文部省)

同 八月四日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣) 同 第二部員を命ず (文部省)

同 六年四月二十日 襲爵被仰付 (宮内省)

同 九月六日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣) 同 第二部員を命ず (文部省)

同 七年六月二十二日 宮内省御用掛被仰付 (宮内省)

同 九月六日 美術審査委員會委員被仰付 (内閣) 同 第二部員を命ず (文部省)

同 八年九月八日 帝國美術院會員被仰付 (内閣)

同九年一月三十日 紋勳三等授瑞寶章（賞勳局）

同三月二十日 貴族院議員に當選

同十年一月三十日 社會事業調査會委員被仰付（内閣）

同七月二十三日 臨時教育行政調査會委員被仰付（内閣）

同十一年三月八日 佛蘭西共和國より贈與したる「コンマンドー  
ル・エトアル・ノアル」勳章を受領し及佩用することを允許す（賞勳  
局）

同四月十九日 第一回朝鮮美術審査委員會委員を囑託す（朝鮮總督  
府）

府）

同七月二十一日 帝國美術院長被仰付（内閣）

同十月十四日 教育評議會委員被仰付（内閣）

同十二年十二月二十八日 對支文化事業調査會委員被仰付（内閣）

同十三年五月二十七日 佛蘭西共和國政府より贈與したる「グラン  
・カロア・ドラゴン・ランナン」勳章を受領し及佩用することを  
允許せらる（賞勳局）

甲 辭

甲 辭

我邦西洋畫壇の泰斗たる黒田教授逝かる 君や體貌雄偉氣宇爽豁  
にして齡未だ六旬に躋らず 豈に今にして俄に溘亡の訃音を聞く  
を思はんや 洵に歎惜の至りに堪へざるなり 抑も君は夙に佛蘭  
西に留學すること十年 其間法律學及西洋畫法を攻修して歸朝せ  
らる 明治二十九年我東京美術學校に西洋畫科の創設せらるゝや  
實に君を聘して其盡瘁の勞を煩はしたり 後ち教授に任ぜられ科  
の主任を領し爾來二十有餘年の久しきに逮び君の薰陶を受けて西  
洋畫科を卒業せるもの數百人を算し其聲名を世上に馳するもの據

指に堪へず 門下濟々多士の觀あり 則ち以て君が西洋畫壇に於  
ける大先進者にして其功績の多大なるを知るべきなり 君又帝室  
技藝員を命ぜられ貴族院議員に列し帝國美術院長たり 各方面に  
於て亦其才能手腕を發揮し凝滯する所なき 嗚呼斯人今や空  
し矣 予は我校の爲に良教授を衷ひたるを傷み將た又西洋畫壇の  
爲め邦家の爲め哀悼歎惜するを禁ぜざるなり 茲に葬祭の式を舉  
げらるゝに方り恭しく弔詞を靈前に呈す

大正十三年七月十九日

東京美術學校長 正木 直彦

東京美術學校近事〔二三―五。T・一三・一〇・五〕

○職員辭令

大正十三年八月二十一日

助教授 波根 義三

任東京美術學校教授 紋高等官七等（内閣） 紋從七位（宮内  
省）

同 二十二日

依願免本官（内閣） 教授 波根 義三

同 三十日

助教授 田邊 孝次

勤務演習ノ爲八月三十日ヨリ二十一日間歩兵第三聯隊ニ召集セラ  
ル

同 九月九日

京都府へ出張ヲ命ス 但往復共一週間ノ事  
書記 北浦 大介

大正十三年九月二十五日

橋本 統陽

同 十一日

講師 岡田 起作

本校體操副科劍道指南ヲ囑託ス  
同 二十七日

教員檢定委員會臨時委員被仰付(内閣)

助教 田邊 孝次

同 十三日

教授 白濱 徹

工藝史研究ノ爲滿二年間佛蘭西國英吉利國及亞米利加合衆國へ在留ヲ命ズ(文部大臣)  
教授 森 芳太郎

文部省視學委員ヲ命ス 埼玉縣へ出張ヲ命ス

學術實地指導ノ爲栃木縣へ出張ヲ命ズ 但往復共四日間ノ事  
助教 長 宮吉

同 十九日

依願解囑

講師 權藤 種男

依願解雇

雇 杉浦 青治

○木村囑託の計 本校體操副科劍道指南囑託木村敷秀氏は、豫而病氣の處、八月十一日遂に永眠さる、哀悼の至りに堪へず、氏は安政二年正月十五日加賀金澤に生れ、少壯にして水野心法一傳流免許皆傳を得て、金澤藩武學校雄飛館指南を仰付けられ、明治二十五年上京して、學習院の劍道指南と成り、爾來、大學豫備門、警視廳、高等師範學校に歴任し、明治三十七年本校劍道指南を囑託せられ、爾來二十年一日の如く精勵せらる、大正六年大日本武徳會より劍道範士〔主〕の稱號を許され、高齢にして尙壯者を凌ぐ概ありたるに、今や亡し、悲しい哉。茲に謹んで哀悼の意を表す。

同 三十日

本校生徒修學旅行ニ付栃木縣へ出張ヲ命ズ 但往復共四日間ノ事  
除服出仕 教授 久米桂一郎

美學及西洋彫刻史授業ヲ増囑ス

講師 村田 良策

兼雇ヲ命ズ(帝國美術院)

雇 金子千代雄

同 十月六日

依願解雇

雇 五十嵐忠六

除服出仕

助教 坂口 朧

同 九日

除服出仕

教授 大村 西屋

東京美術學校近事〔二二一六。T・一三・十一・五〕

東京美術學校近事〔二二一七。T・一四・一・二八〕

○職員辭令

○職員辭令

大正十三年十月二十八日

(各通)

助教 小泉 勝爾

同 篠田十一郎

學術實地指導ノ爲埼玉縣下へ出張ヲ命ス 但往復共一日間ノ事

大正十三年十月三十日

澤口 悟一

本校講師ヲ囑託ス 但漆工科漆工實習擔任ノ事

大正十三年十一月三日

學校長 正木 直彦

美術上ニ關シ調査ノ爲十一月三日ヨリ一週間奈良縣下へ出張セラ

ル

大正十三年十一月八日

書記 北浦 大介

京都市へ出張ヲ命ス 但往復共一週間ノ事

佐藤 重吉

東京美術學校雇ヲ命ス 會計掛ヲ命ス

大正十三年十一月十日

囑託 橋本 統陽

大正十三年十一月十七日

正八位勳七等 小幡 貞造

東京美術學校教務ヲ囑託ス 體操授業擔任並教務掛兼務ヲ命ス

富田 簇治郎

東京美術學校雇ヲ命ス 教務掛ヲ命ス

大正十三年十一月二十二日

助教 田邊 孝次

體操授業擔任兼教務掛、美術史研究室勤務ヲ免ス 教務掛分室主

任ヲ免ス 東洋彫刻史分擔ヲ免ス 工藝部第一學年理事ヲ免ス

助教 田邊 孝次

文部省在外研究員トシテ東京ヲ出發ノ旨届出タリ

大正十三年十一月二十五日

除服出仕

助教 和田 季雄

大正十三年十一月二十七日

雇 金子千代雄

谷本ト改姓シタル旨届出タリ

大正十三年十一月二十八日

教授 長原孝太郎

紋勳五等授瑞寶章(賞勳局)

大正十三年十二月一日

教授 岡田三郎助

西洋畫科主任ヲ命ス

教授 北村 西望

彫刻科塑造部理事ヲ命ス

助教 關野金太郎

彫刻科木彫部理事ヲ命ス

助教 石田 英一

金工科鍛金部理事ヲ命ス

助教 海野 清

金工科理事ヲ免ス 金工科彫金部理事ヲ命ス

助教授 和田 季雄

大正十四年二月三日

講師 岡田 起作

工藝部一學年理事ヲ命ス

教授 建島彌一郎

大正十四年二月五日

彫刻科理事ヲ免ス

教授 矢代 幸雄

東京美術學校近事 (二三一八。T・一四・三・三)

理事會 二月六日午前十時

○職員辭令

大正十三年十二月十九日

帝室博物館鑑査官

講師 高橋 健爾

陸絛高等官五等 内閣

大正十三年十二月二十三日

(各通)

學校長 正木 直彦  
教授 島田 佳矣

萬國裝飾美術工藝博覽會出品鑑査員ヲ囑託ス 農商務省

大正十三年十二月二十五日

文部屬陸軍歩兵少尉正八位 宮本 純一

任東京美術學校書記 文部省

大正十四年一月六日

助教授 森田龜之助

西洋美術史研究ノ爲滿二年間英吉利國佛蘭西國及伊太利國へ在留

ヲ命ス 文部大臣

教員檢定委員會臨時委員被免 内閣

大正十四年二月五日

右文部省在外研究員トシテ在外中ノ處二月二日歸朝ノ旨届出タリ

理事會 二月六日午前十時

出席者 正木〔直彦〕校長、鈴川〔信一〕教務主任、足立〔芳五郎〕會計主任、芹澤〔閑〕庶務主任、松岡〔輝夫〕教授、小林〔万吾〕教授、北村〔西望〕教授、關野〔金太郎〕助教授、森井〔健介〕教授、和田〔季雄〕助教授、島田〔佳矣〕教授、石田〔英一〕助教授、海野〔清〕助教授、坂口〔肫〕助教授。

協議事項 職員勤續三十五年〔高村〔光雲〕教授〕二十五年〔久米〔桂一郎〕教授、大村〔西崖〕教授、藤島〔武二〕教授、長原〔孝太郎〕教授、小林〔万吾〕教授、増井〔兼吉〕書記、宮坂〔福太郎〕雇七氏〕表彰祝賀に對する件。

工藝部生徒成績品展覽會に對する件

勤續三十五年及二十五年表彰式

二月十三日午后三時より本校大講堂に於て行ふ 第一鈴にて生徒

着席第二鈴にて教職員着席、續て表彰者高村〔光雲〕、久米〔桂一

郎〕、大村〔西崖〕、藤島〔武二〕、長原〔孝太郎〕、小林〔万吾〕六

教授、増井〔兼吉〕、宮坂〔福太郎〕兩氏の八名着席、正木校長よ

り右八氏の永年勤續教職務に盡されたる勞を謝し併せて尙將來もい

や永く本校の爲めに盡されたる旨の祝辭を述べられ、大拍手の中に校長より右八氏に記念品贈呈の事あり 高村先生御不快の故を以て久米教授代答辭ありて式終る。夕五時より好誼會主催の八氏祝賀會に併せて最近歐洲留學を終りて歸朝せられたる矢代氏並に田邊至氏歓迎會と今回同じく海外研究員として出發せらるべき森田龜之助氏迎別を兼ねたる宴會を精養軒にて催す。

## 関連事項

### ① 外国学生特別入学規程細則

大正十三年二月、次の規則が制定された。

東京美術學校外國學生特別入学規程細則（大正十三年二月）

第一條 相當學歴アル外國學生ニシテ本校ニ入学ヲ志願スル者ハ外務省、在外公館又ハ本邦所在ノ其國公館ノ紹介アルモノニ限り詮議ノ上入学ヲ許可スルコトアルベシ

第二條 前條ニ依リ入学ヲ志願スル者ニハ本校本科又ハ圖書師範科入学資格相當ノ學力（中學校卒業程度）檢定試験ヲ施シ且一般入學者ニ課スル選抜試験ヲ行ヒ之ニ合格シタルトキハ入学セシムルモノトス

本條ニ依リ入学シタルモノハ其科ニ於ケル實習ト併セテ所定ノ諸學課ヲ兼修セシムルモノトス

右修了ノ者ニハ本校規則第三十七條ニ依ル卒業證書ヲ授與ス

第三條 學習ニ堪ユル程度ノ日本語ヲ解シ實習ノ試験並ニ身體檢査ニ合格シタル者ハ本科生ト共ニ實習ヲ専修セシム

右修了ノ者ニハ實習課程ノ卒業證書ヲ授與ス

第四條 本校規則ニシテ本細則ニ牴觸セザルモノハ總テ之ヲ準用ス

## 附則

本細則ノ規程ハ臺灣及朝鮮ノ學生ニシテ本校ニ入学スル者ニ之ヲ準用スルコトアルベシ

本細則第三條ノ第二項ハ大正十三年三月以降ニ於テ修了済トナル者ニモ之ヲ適用ス

本細則制定にあたり本校が文部大臣に提出した認可申請伺（大正十三年二月二日）には

從來本校ニ於ケル外國人入学ニ關スル取扱ハ主トシテ明治三十四年文部省令第十五號直轄學校外國人特別入学規程ニ依據シ其他時々御通牒ノ旨趣ヲ參酌シテ處理シ來リ候處比年外國人ノ入学希望者益増加シ隨テ種々ノ事情ヲ生シ取扱者ニ於テモ意見區ニ及ブ等ノコト有之候ニ付此際右入学ニ關スル細則ヲ定メ取扱ヲ統一スルノ必要相感シ候ニ由リ別紙案ノ通細則設定致度此段仰高裁候也

（自明治四十四年 本校規則關係書類 掛事務）

とあり、留學生の増加が制定の理由だったことが分かる。右文中、明治三十四年制定の「文部省直轄學校外國人特別入学規程」第六条には「帝國大學總長及學校長ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケ本令ニ關シ必要ナル細則ヲ設クルコトヲ得」とあり、これに基づいて本細則を制定したのである。なお、右文中の「御通牒」とは

一、明治四十一年四月二十日發專五十二号

（外國人の入学資格に関する件）